

## 令和4年度放射線対策の取組状況

### 1 放射線対策の経緯

#### (1) 空間放射線量の測定及び除染対策

公共施設において、定期的に空間放射線量の測定を継続している。

令和4年度は、福島第一原子力発電所の事故から10年が経過し、測定値が低下し、安定してきていることから、測定回数等の見直しを行った。(現在、公共施設 {37 施設} 及び汚染土壌埋没場所 {27 施設 31 地点} を1年ごとに測定)

令和4年度においても、測定値に異常は見受けられず安定している。

#### (2) 放射性物質検査

令和3年度以降は水道水の放射性物質の検査のみを継続して実施している。

市立小・中学校及び保育園の給食食材及び提供給食の放射性物質の検査については、いずれの検査においても基準値を下回る結果となっていることのほか、近年は市民等からの問い合わせや要望がほとんどない状況であることから、令和2年度に見直しを行い、同年度をもって廃止とした。

令和4年度においても、測定値に異常は見受けられず安定している。

### 2 各放射線対策の取組

#### (1) 放射線測定機器の貸出し【環境課】

貸出件数は2件であった。

※ 平成23年12月2日から貸出し(1日間。休日を除く。)を開始

※ 平成24年3月10日から休日の貸出し(年末年始を除く。)を開始

※ 平成24年5月1日から貸出期間を2日間に延長

※ 平成26年6月4日から貸出期間を5日間に延長

#### (2) 放射性物質の検査について

##### ア 水道水の検査【水道施設課】

浄水場及び給水場4か所(西堀浄水場・野火止浄水場・片山浄水場・新座団地給水場)の蛇口から出る水道水について、厚生労働省の指針に基づき、外部検査機関による検査を平成23年9月から継続して行っており、現在は3か月に1回実施している(平成27年3月までは月1回)。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

##### イ 脱水汚泥の検査【水道施設課】

西堀浄水場における浄水処理に伴って発生する汚泥(特定産業廃棄物)について、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、外部検査機関による検査を平成23年10月から継続して年2回実施しており、9月及び3月に検査を実施した。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

※ 「新座の元気森透水」製造のための西堀4号井戸の井戸水検査（平成30年度まで水道業務課で実施）について、商品の製造休止に伴い検査も休止している。

### 3 放射線対策に係る費用

	金額	備考
水道水・発生汚泥に係る 放射性物質検査委託料	427,680 円	西堀浄水場、野火止浄水場、片山浄水場、 新座団地給水場
合計	427,680 円	

#### 【参考】

##### (1) 市が管理する施設の対策基準値の考え方について

埼玉県において自然界（宇宙及び大地）から受ける放射線量は、福島第一原子力発電所の事故前（平成21年4月から平成22年3月まで）は、年間0.295ミリシーベルトとされている（埼玉県ホームページ）。

これに、国際放射線防護委員会（ICRP）が放射線管理の基準としている一般人が平常時に浴びる放射線年間1ミリシーベルト（自然放射線及び医療放射線を除く。）を加えた年間1.295ミリシーベルトを基に、この値を時間あたりに換算した毎時0.246マイクロシーベルトを、市が管理する施設の対策基準値とした。

#### 【算出根拠】

1日の生活を、屋外で8時間、屋内で16時間過ごすものとし、屋内の放射線量は、屋外の数値に0.4を乗じた値とする。

$$0.246 \times 8 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} + 0.246 \times 0.4 \times 16 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \\ = 1,292.976 \text{ マイクロシーベルト} = \text{およそ } 1.29 \text{ ミリシーベルト}$$

国が除染の目安としている値は、周辺と比べ毎時1マイクロシーベルト以上高い値（地表から100センチメートル）であり、本市の施設の対策基準値である毎時0.246マイクロシーベルト（地表から5センチメートル）は、より厳しい基準となっている。

##### (2) 東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求状況について

本市においては、放射線対策に係る費用の損害賠償請求について、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）が示す基準に基づき行っており、順次、東京電力が賠償すべき損害と認めた費用について賠償請求を行い、賠償金の支払を受けている。

今後についても、東京電力が示す基準に基づき、放射線対策に係る費用について損害賠償請求を行っていく。なお、令和元年度分以降の井戸水の検査については、森透水の販売を取りやめたことから中止となっている。

【東京電力に対して損害賠償請求を行った費用一覧】

請求年月	請求項目	金額	内訳
令和4年7月4日 (同年8月に支払済み)	放射性物質検査 業務委託料	237,600円	【令和3年4月～令和4年3月分】 水道水 211,200円 発生汚泥 26,400円
合計		237,600円	